

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	南幌町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/seisaku/tokuteikozinnzyouhou/

執行機関名 南幌町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)による小学校若しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第7の項 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)による小学校若しくは中学校に就学する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律 第一条	南幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成29年11月21日教育委員会告示第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成29年11月21日教育委員会告示第4号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	南幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	南幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条の規定による特別支援教育就学奨励費の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	南幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

南幌町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象となる者は、南幌町に住所を有し、又は区域外就学により、南幌町立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生計を一にする世帯全員の前年の所得額が、毎年度国が示す特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額等早見表を基にして算出した需要額と比して、2.5倍未満の者
- (2) 南幌町就学援助費支給要綱による就学援助費の支給を受けていない者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助が支給されていない者

(支給費目)

第3条 就学奨励費の支給費目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費等（学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの））
- (2) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 体育実技用具費

(支給額)

第4条 就学奨励費の支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、教育長が毎年度定める。

(支給の申請)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、年度ごとに特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第1号）に必要事項を記入し、教育委員会へ提出するものとする。

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、特別支援教育就学奨励費認定及び支給計画通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（支給の期間）

第7条 就学奨励費の支給期間は、4月1日から当該年度の末日とする。

2 支給期間の途中において支給の決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する月から支給を受けるものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 教育委員会は、第6条の規定により支給決定された保護者が前条に規定する支給期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、就学奨励費の支給の決定を取り消すことができる。

（1） 児童又は生徒が特別支援学級に在籍しなくなったとき。

（2） 虚偽の申請等により不正に就学奨励費の支給を受けたとき。

（就学奨励費の返還）

第9条 教育委員会は、前条の規定により支給の決定を取り消した場合において期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。